

○ 学位の種類及び分野の変更等に関する基準

(平成十五年三月三十一日文科省告示第三十九号)

最終改正 平二六・二・三文科告一五

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四条第五項及び学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第二十三条の二第二項の規定に基づき、学位の種類及び分野の変更等に関する基準を次のように定める。
学位の種類及び分野の変更に関する基準

(学位の種類及び分野の変更に関する基準)

第一条 大学の学部、学部の学科、大学院の研究科若しくは研究科の専攻若しくは短期大学の学科の設置又は当該専攻に係る課程の変更(以下この項において「設置等」という。)であつて、学校教育法(以下「法」という。)第四条第二項第一号又は学校教育法施行令(以下「令」という。)第二十三条の二第二項第一号に該当するものは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する設置等とする。

- 一 設置等の前後において、当該大学が授与する別表第一の上欄に掲げる学位の種類の変更を伴わないこと
 - 二 設置等の前後において、別表第一の上欄に掲げる学位の種類に同じ同表の下欄に掲げる学位の分野の変更を伴わないこと
- 2 大学における通信教育の開設(以下この項において「開設」という。)であつて、令第二十三条の二第一項第三号に該当するものは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する開設とする。
- 一 開設の前後において、当該大学が授与する別表第一の上欄に掲げる学位の種類の変更を伴わないこと
 - 二 開設の前後において、別表第一の上欄に掲げる学位の種類に同じ同表の下欄に掲げる学位の分野の変更を伴わないこと

(学科の分野の変更に関する基準)

第二条 高等専門学校の学科の設置であつて、令第二十三条の二第一項第二号に該当するものは、当該設置の前後において、別表第二に掲げる学科の分野の変更を伴わないものとする。

附則(略)

附則(平一七・九・三〇文科告一五〇)

この告示は、平成一七年十月一日から施行する。

附則(平一九・三・一文科告三二)

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

附則(平二六・二・三文科告一五)

この告示は、平成二六年四月一日から施行する。

学位の種類	学 位 の 分 野
学士、修士及び博士	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、獣医学関係、医学関係、歯学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）
専門職学位（法務博士（専門職）及び教職修士（専門職）を除く。）	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、獣医学関係、医学関係、歯学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）
専門職学位のうち法務博士（専門職）	法曹養成関係
専門職学位のうち教職修士（専門職）	教員養成関係
短期大学士	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）
備考 学際領域等右記の区分により難い学位の分野の判定に当たっては、既設の学部等の廃止を伴い、かつ、設置等又は開設に係る学部等の教員数（大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）その他の法令の規定に基づき必要とされる教員数をいう。以下同じ。）の半数以上が当該既設の学部等に所属していた教員で占められること等により、設置等又は開設の前後において、当該大学が授与する学位の分野の変更を伴わないと認められる場合に限り、第一条第一項第二号又は第二項第二号の規定に該当するものとして取り扱う。	

別表第二

学科の種類	学 科 の 分 野
高等専門学校の学科	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係）（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）
<p>備考 学際領域等右記の区分により難しい学科の分野の判定に当たっては、既設の学科の廃止を伴い、かつ、設置学科の教員数の半数以上が当該既設の学科に所属していた教員で占められること等により、当該設置の前後において、学科の分野の変更を伴わないと認められる場合に限り、第二条の規定に該当するものとして取り扱う。</p>	